

大分大学グローバル感染症研究センター共同研究委員会細則

令和3年9月28日制定
令和3年細則第21号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学グローバル感染症研究センター規程（令和3年規程第29号）第11条第2項の規定により、大分大学グローバル感染症研究センター共同研究委員会（以下「共同研究委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 共同研究委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大分大学グローバル感染症研究センター（以下「センター」という。）における共同研究の実施に関する事項
- (2) センターの共同研究公募に関する事項
- (3) その他センターの共同研究に関し必要な事項

(構成)

第3条 共同研究委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センターの教員 3人
 - (2) 学外の感染症に関する有識者 3人以上
 - (3) その他センター長が必要と認める者
- 2 前各号の委員は、センター長が指名又は委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 共同研究委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、共同研究委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 共同研究委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 共同研究委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。
- 3 委員長は、緊急の場合その他やむを得ない事態が発生したときは、その事態に対する措置を決定し、事後、共同研究委員会の承諾を得るものとする。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより共同研究委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席者」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の共同研究委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の出席)

第9条 共同研究委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(議事録等の作成)

第10条 委員長は、共同研究委員会の議事録又は議事概要を作成する。

(共同研究作業部会)

第11条 共同研究公募の実施に関する事項を機動的に進めるため、共同研究委員会が必要と認めるときは、共同研究作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

2 作業部会の委員は、委員長が指名する。

3 作業部会に主査を置き、作業部会の委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。

4 作業部会の主査は、作業部会の事務を掌理する。

5 作業部会において開催する会議は、作業部会の主査が招集する。

6 作業部会の主査は、作業部会において開催する会議の議長となり、議事を整理する。

7 作業部会の主査が欠けたとき、又は事故があるときは、作業部会の委員のうちから作業部会の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 作業部会の主査は、作業部会において調査を実施したときは、その経過及び結果を共同研究委員会に報告する。

(事務)

第12条 共同研究委員会及び作業部会に関する事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、共同研究委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年グローバル感染症研究センター細則第2号）

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年グローバル感染症研究センター細則第4号）

この細則は、令和5年10月1日から施行する。